

佐井寺西まちづくり通信

第4号

発行日 令和 3 年 12 月 16 日
発行者 吹田市土木部地域整備推進室
住 所 吹田市佐竹台 1 丁目 6 番 1 号
電 話 06-6831-9697
F A X 06-6831-9674
E-mail saideranishi@city.suita.osaka.jp



事業区域内の絶滅危惧種の保護を実施しています！！

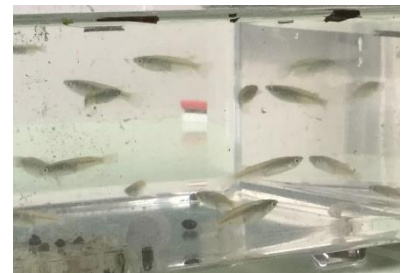
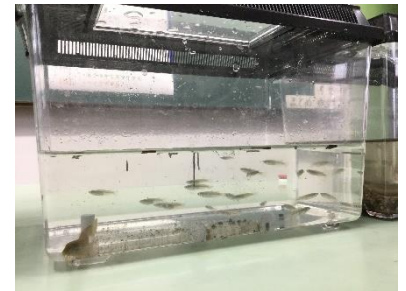
本事業区域内には、絶滅危惧種に指定されている動植物が生息しており、事業着手にあたり、その動植物の調査・保護に努めております。

その取り組みのひとつとして、区域内で生息している生物を近隣の小学校（佐竹台小学校・千里第二小学校）内にあるビオトープへ移動いたしました。

これからは小学校や地域の皆さんのお力もお借りしながら、新しい環境での生育を観察していきたいと考えております。

今回保護できなかった種もありますが、季節が変わり動植物の活動が活発になる時期に再度保護・移動を継続実施してまいります。

御協力いただいた皆様誠にありがとうございました。



今回移動した絶滅危惧種

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ミナミメダカ・ドジョウ・ウスイロシマガンゴロウ・スジヒラタガムシ | <ul style="list-style-type: none">・コシダカヒメモノアラガイ・クルマヒラマキガイ・ドブシジミ |
|--|---|

※今後も調査を継続し引き続き移動の実施を予定しております。



第2回佐井寺西土地区画整理審議会が開催され、 土地区画整理事業にかかる「評価員」が選任されました。

土地区画整理事業の実施にあたり、各地権者の皆様に不均衡が生じないように統一的な土地評価を行うため「評価員」の選任が義務付けられております。11月1日に開催された、「第2回佐井寺西土地区画整理審議会」において、3名の方が「評価員」として選任されました。

今後は、この3名の御意見を伺いながら土地評価を実施し、客観性・公平性を保った事業運営を行ってまいります。

【評価員とは】

土地区画整理事業では地区内の全ての土地について整理前と整理後の土地価格の評価を公平に行う必要があります。そのため施行者は土地評価にあたり、土地区画整理法第65条の規定に基づき、土地区画整理審議会の同意を得て、土地等の評価について経験を有する者3人以上を評価員に選任し、専門的な意見を聞くことされております。佐井寺西土地区画整理事業では3人の評価員を選任しました。

評 価 員
川久保 肇（不動産鑑定士）
樋上 浩司 （大阪法務局北大阪支局 支局長）
中川 明仁（吹田市税務部 部長）

※順不同

◆事業全体スケジュール

年度	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 ~ R12 (2023) ~ (2030)	R13 ~ R17 (2031) ~ (2035)
事業計画	区画整理事業調査			仮換地 用地買収	工事・移転補償	清算・登記	
		7/5 都市計画決定	3/23 事業計画決定		★ 仮換地指定（予定）		

おしらせ

○事業計画決定された区域内で、建築行為等を行う場合は、土地区画整理法に基づく一定の制限がかかります。

○事業に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

吹田市土木部地域整備推進室

住 所：〒565-0855 大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号 南千里庁舎3階

T E L：06-6831-9697

E-mail：saideranishi@city.suita.osaka.jp

○区画整理事業のホームページ

アドレス：<https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/organization/1018775/1009496.html>



吹田市イメージキャラクター
すいたん

